

その物件（共同住宅、戸建住宅）に



住宅用火災警報器

設置されていますか？

住宅用火災警報器とは？

消防法と各市町村の火災予防条例で
すべての住宅の寝室、階段（2階以上に寝
室がある場合）、台所への設置が義務付け
られています。※名古屋市の場合

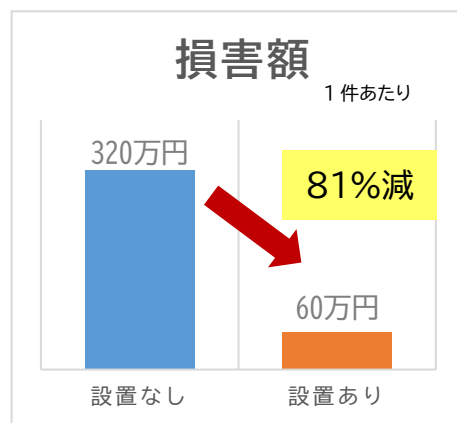
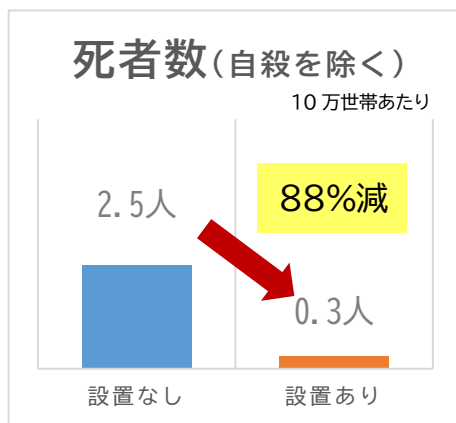
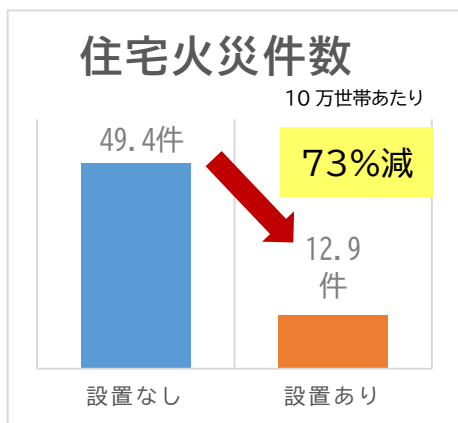
また、半年に1回程度の点検、10年を
目安に機器ごと交換することを推奨して
います。



賃貸住宅は、家主または借家人の双方に設置義務
があります！

設置することで火災の被害を減らします！

住宅用火災警報器を設置している世帯は、設置していない世帯に比べて、火災の発生件数などが少なくなっています。（下のグラフは令和2年中の数字）

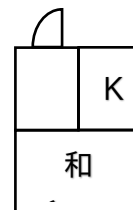


お願いします！！

賃貸物件に、住宅用火災警報器または自動火災報
知設備が設置されている場合は、物件情報等に、そ
の旨を表示してくださるようお願いします。

賃貸物件情報

住所	〇区〇〇
部屋 設備等	1K
エアコン	有
住宅用火災警報器	有
自動火災報知設備	無



詳しくは、名古屋市消防局公式ウェブサイト（トップページ）から
「住宅用火災警報器」と入力し、検索してください。

☎ 名古屋市消防局予防課（052-972-3542）

